（税率）

第二条　特定貨物に課する暫定不当廉売関税の税率は、三十・八パーセントとする。

（提出書類）

第三条　税関長は、炭酸二カリウム又は保税工場若しくは総合保税地域において行われた炭酸二カリウムを原料の一部とする製造による製品である外国貨物を輸入しようとする者に対し、当該炭酸二カリウムの原産地を証明した書類を提出させることができる。

２　関税法施行令第六十一条第二項及び第三項並びに関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十八条の規定は、前項の書類について準用する。この場合において、関税法施行令第六十一条第二項中「同号の便益を受けようとする」とあるのは「その証明に係る」と、関税暫定措置法施行令第二十八条中「前条第一項」とあるのは「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第三条第一項」と、「蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該証明に係る物品について蔵入れ申請等がされる場合（以下この条において「蔵入れ申請等の場合」という。）にあつては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合（蔵入れ申請等の場合を除く。）にあつては当該特例申告とする」と読み替えるものとする。

（関税法の適用）

第四条　特定貨物に課する暫定不当廉売関税及び法の別表の税率（条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあつては、当該特別の規定による税率とする。）による関税については、それぞれ別個の関税として関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用する。

附　則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

電気事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月二十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第六十六号

電気事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百六条第六項及び第百十四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

４　法第百六条第六項の規定により経済産業大臣が自家用電気工作物の保守点検を行つた事業者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、その自家用電気工作物の維持及び運用（維持又は運用に必要な工事を含む。）の保安に関する事項とする。

第二十七条第二項第二号中「第百六条第七項」を「第百六条第八項」に、「第二十八条の五十一」を「第二十八条の五十三」に改め、同条第三項ただし書中「第三十五号」を「第三十八号」に改め、同項の表中第三十五号を第三十八号とし、第三十一号から第三十四号までを三号ずつ繰り下げ、第三十号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三　法第百七条第四項の規定に基づく権限であつて、自家用電気工作物の保守点検を行つた事業者に関するもの	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

第二十七条第三項の表中第二十九号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一　法第百六条第七項の規定に基づく権限	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

第二十七条第三項の表中第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九　法第百六条第六項の規定に基づく権限であつて、自家用電気工作物の保守点検を行つた事業者に関するもの	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

附　則

（施行期日）

１　この政令は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（以下この項において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定（改正法第一条中電気事業法第二章第七節第五款中第三十三条の次に二条を加える改正規定（同法第三十三条の三に係る部分に限る。）及び改正法第五条の規定（改正法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）を除く。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

２　石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

３　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第九号中「第三十八条第三項」を「第三十八条第二項」に改める。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
経済産業大臣　梶山　弘志

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月二十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第六十七号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十二条、第七十五条の六及び第七十五条の十二の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第二項中「添附する」を「添付する」に、「記名押印して」を「署名して」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　岸　信夫
内閣総理大臣　菅　義偉